

- ・補償基準第2条（定義）には、「土地等の取得」とは土地、物件及び土石砂れきの取得そして権利の消滅を云うとされ、「土地等の使用」は土地、物件の使用と権利の制限を云うとされています。使用と権利の制限は「土地等の使用」でくくられています。解説には、「土地収用法上の強制使用に限らず広く本来の意味の使用を指し、民事上の権利の設定によることが多い」とあります。
- ・例えば・・・山形から仙台に入る仙台西トンネル（48号）・・・あのトンネルも地表には家が建っていますが・トンネル部分は**区分地上権**という権利によって使用しています・土地等の使用の範疇です
- ・それから・洪水で水をためるときだけ使用するという**地役権**・普段は農地として耕作していますが、地役権の設定は「土地等の使用」に入ります。
- ・土地等の使用には・賃借権に限らず・権利を設定して使用するのも使用にはいるとされています。
- ・範疇に入りますから間違いです。

補償基準（定義等）

第2条この基準において「土地等」とは、土地、土地収用法（昭和26年法律第219号）第5条に掲げる権利、同法第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第7条に掲げる土石砂れきをいう。

2 この基準において「土地等の取得」とは、前項に掲げる土地、物件及び土石砂れきの取得並びに同項に掲げる権利の消滅をいう。

3 この基準において「土地等の使用」とは、第1項に掲げる土地及び物件の使用並びに同項に掲げる権利の制限をいう。

4 この基準において「土地等の権利者」とは、土地等の取得、又は土地等の使用に係る土地等に関して権利を有する者、第1項に掲げる土石砂れきの属する土地に関して権利を有する者及び当該土地、当該権利の目的となっている土地又は当該土石砂れきの属する土地にある物件に関して権利を有する者をいう。

5 この基準において「権利」とは、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益を含むものとする。